

災害時の工業用水道の利用について

三重県企業庁

1. 消火栓

(概要)

三重県の工業用水道事業においては、昭和30年代以降の建設当時に、地元住民や市町からの要望に応え、工業用水道管路へ消火栓を設置し、市町へ引継ぎました。

また、平成15年度には、更なる地域防災への貢献のために、地域の消防部局と調整を図りながら、工業用水道管の既設空気弁のうち約200基を消火栓付き空気弁に取替えました。

(工業用水道管路に設置している消火栓数)

事業名	消火栓 (建設時)	消火栓付き空気弁 (H15以降)	計
北伊勢工業用水道事業	109	143	252
中伊勢工業用水道事業	4	42	46
松阪工業用水道事業	1	12	13
計	114	197	311

(消火栓の使用について)

工業用水道管路の消火栓については、消防法第21条における消防水利に指定されることを承諾していることから、消防の用に供する場合は常時使用可能です。

三重県地域防災計画においても、震災時に消火用水として、配水管に設置されている消火栓、または必要に応じて空気弁等を利用して給水するとしています。

また、三重県工業用水道条例においては、消火栓を使用した場合は、速やかに通報することとしており、事後報告となっています。



(消防用以外の用途への消火栓の使用について)

災害時において、消防用以外の用途（散水等）に工業用水を利用する場合は、工業用水道管路の消火栓や空気弁から、給水できると考えています。

2. 生活用水

三重県地域防災計画において、大規模災害時の応急対策として工業用水を水道の原水として使用することとしています。

想定される使用方法としては、管路上の消火栓、貯水ダム、浄水場から取水して可搬式浄水装置を使用して飲料水を配ることが考えられます。

三重県としては、防災拠点に浄水器を75台備蓄することとしています。

3. その他の取り組み

(1) 災害時を想定した資機材の保有等

三重県企業庁では、特装車（発電機・トラッシュポンプ装備）を3台配備しています。日常の作業時から使用しますが、災害時にも能力を発揮すると想定されます。

その他にも、双口空気弁を消火栓の代わりとして使用するための機材を保有しています。

また、水道用水供給事業を行なっている浄水場では給水タンク・給水袋を備蓄しています。

(特装車)



(給水タンク)



(2) 防災訓練の実施又は参加

各市町が実施している防災訓練に企業庁職員が参加しています。

また、貯水池等の工業用水道施設は、防災部局が実施する防災訓練に使用されています。

(企業庁職員が参加している防災訓練の事例)

○ 四日市市民総ぐるみ総合防災訓練

毎年8月下旬に開催されており、企業庁職員は、応急給水訓練を担当している。



(企業庁施設を使用した防災訓練の事例)

○ 水難救助訓練

実施機関：桑名市消防署

使用施設：山村ダム（工業用水道専用貯水池）



- 防災ヘリコプターによる水難救助訓練
実施機関：三重県防災航空隊
使用施設：山村ダム



(3) 他団体との協定の活用

管材等について、以下の協定・覚書を締結して広域的な連携を構築しています。

- ◇ 「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定」
その他、当庁の水道用水供給事業においても以下の協定・覚書を締結しています。
- ◇ 「三重県水道災害広域応援協定書」：県内全市町、企業庁
- ◇ 「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」
- ◇ 「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時の相互応援に関する覚書」
- ◇ 「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」